令和元年第2回葛城市議会定例会会議録(第4日目)

3. 出席議員15名 1番 杉 本 訓 規 2番 梨 本 洪 珪 吉 村 3番 始 4番 奥 本 佳 史 松 谷 一安 5番 林 謙 司 6番 原

7番 内 野 悦 子 Ш 村優 8番 子 岡本吉 9番 増 順弘 田 10番 司

11番 西 井 覚 12番 藤井本 浩

13番 吉 村 優 子 14番 下 村 正 樹

15番 西 川 弥三郎

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副 市 長 松山善之 長 教 育 杉 澤 茂 総合政策企画監 島 要 介 飯 企 画 部 長 吉川 正 総務部長 村 雅 央 人 吉 市民生活部長 都市整備部長 前 村芳 安 松本 秀 樹 產業観光部長 早 田 幸 介 保健福祉部長 巽 重 人 子 敏 英 こども未来創造部長 中 井 浩 教育部長 森 井 上下水道部長 会計管理者 門 昌 治 口 昌 義 西 \Box

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長岩水睦治
 書記
 吉村浩尚

 書記
 高松和弘
 書記
 福原有美

6. 会議録署名議員 14番 下 村 正 樹 15番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 議第29号 市道の認定について

日程第2 議第30号 市道の変更について

日程第3 議第31号 葛城市住民投票条例を制定することについて

- 日程第4 議第33号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 日程第5 議第34号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第39号 葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第40号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正すること について
- 日程第8 議第32号 葛城市忍海集会所条例を制定することについて
- 日程第9 議第35号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することにつ いて
- 日程第10 議第36号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第37号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正することについて
- 日程第12 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第41号 工事請負契約の締結について(葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築 工事)
- 日程第14 議第42号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第15 議第43号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第16 発議第5号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。これより令和元年第2回葛城 市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。なお、報 道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

会議に入ります前に、私の方から2点について報告をさせていただきます。

まず1点目でございますけども、さきの本会議一般質問の2日目、6月20日でございましたが、市長の方から、発言の削除、取り消しを求めるご提案等ございました。そこで、これは議長の方で判断をさせていただきます、このように申し上げました。結論から申し上げますと、削除はいたさないということに決定いたしましたので、まずご報告いたします。なお、このことにつきましては市長も了解済みでございます。

なお、この日の一般質問の本会議を振り返ってみますと、休憩をとる時間、休憩をとる場面、そういうのも何度かあったように感じております。議論を白熱させるということについては、非常に市議会の運営上いいわけですけども、行き過ぎますと、言葉の訂正を求めたり、休憩が多くなるということがございます。今後、議会運営上、スムーズに円滑にいかれますよう、議員の皆様方、また理事者の皆様方におかれまして、ご協力いただきますようお願いをいたします。

2点目ですけども、今月、令和元年6月5日付、政治倫理条例審査会の結果についてご報告を申し上げます。この申し上げる方法ですけども、まず結果について先に申し上げます。 ここに至った経緯について2番目に申し上げたいと、このように考えております。

3番目ですけども、この審査結果を受けて、今後どのようにしていくかということについて順次申し上げるつもりでございます。なお、文書等つくったものはございませんので、お聞き苦しい点ございましたらお許しを申し上げたいと、このように思っております。

この政治倫理条例の対象になったのは西井覚議員でございます。結果につきまして、平成19年から平成26年まで、加守地域保全向上委員会の代表を務められていたと、こういうことでございます。焦点となりますのは、葛城市政治倫理条例第2条第2項第5号でございますけども、市から活動及び運営に対する補助また助成等を受けている各団体の長に就任しないことと、こういう条文がございます。この部分について回答を得たということでございます。では、この際、何が焦点になったかというところでございますけども、西井議員、平成19

では、この際、何か焦点になったかというところでこさいますけども、四升議員、平成19年から平成26年度までここの代表を務められて、補助金というものを受けられていたということでございます。ただし、言葉2回目になりますけども、この焦点となったのは、これは、奈良県の方から振り込みがなされていたということでございます。県の方から振り込みをなされておりましたけども、このうち、このお金の、国が2分の1、県が4分の1、市が4分

の1、市のお金も混ざっていた補助金を県から受け取られていたと。通帳も確認いたしましたところ、奈良県の方から通帳に入金されているというところでございます。この受け取り方自身に焦点が当てられたのではないかなと、このように思っております。

回答でございますけども、政治倫理条例審査会によりまして、この第2条第2項第5号に違反しているかどうかと、こういう疑いでございましたけども、違反とならないという回答が戻ってまいりました。ただし、平成26年度までは違反とならないんですけども、平成27年度から、それの受け取りの方法が、市から直接受け取るというふうに変わりました。平成26年度で西井議員自身はそれに気づき、代表を辞退しようというお考えであったわけでございますけども、平成27年度から振り込みが市から直接入るように変更になったと。そこで代表者変更を、次の代表者に変更するため、約4カ月間ですけども、この間、代表をそのまま、名前が残っているところでございます。その間にも市からの補助金というのを直接受け取られていると。結果から言うと、平成19年から平成26年までは違反とならないですけども、代表を変更する期間であったであろうと推測される4月から8月ぐらいまでの約4カ月間、これは、代表者を変更するためかかったこの期間については、交付金を直接受けておられるので違反であるという結果が戻っております。これについてまずご報告をさせていただきたいと、このように思います。

続きまして、政治倫理条例について調査を依頼した経緯についてお話をさせてもらいたいと思います。これについては、ちょうど1年前、平成30年6月20日でしたけども、この本会議の中で岡本議員から、一般質問において、こういう事態ということが発覚したというんですか、説明がございました。この一般質問の中で2つのことを岡本議員は尋ねられました。1つは、今申し上げてるように、補助金の対象となっている長になられてるやないかという1つの点でございます。あと2点は、そのお金の使い方と、どのように使っているか、また、それの管理方法についてご質問されたところでございます。そのとき、当時の担当者は、政治倫理条例に違反するであろうという答弁をされております。代表になられてるということにつきましては。ただ、使い道、使い方、また管理方法については、更なる精査をしないと答えができないという答弁でございました。

続いて、それが昨年度、ちょうど1年前の平成30年6月20日でございます。これに基づきまして、7月、当時の議長でございました吉村優子議長が、全員協議会を2回開かれております。その中で、この政治倫理に関する疑いをどうするかということについてお話し合いをされて、議会の中での全員協議会では、今後、吉村議長に一任するということで決定をさせてもらったところでございます。翌月、8月に早速に審査請求をされました。これは当時の議長名で行われております。その中身といたしまして、先ほどから申し上げてるように、政治倫理に違反する代表の職にあったというのが1点と、先ほどから申し上げております補助金の使い方に問題があるのではないかと。大きな意味でこの2点について政治倫理の審査を請求されました。これが8月でございます。

次に、10月15日、これにつきまして回答がまいりました。その回答が、その調査に出された書類だけで、どの行為が条例第2条第2項のどの項に違反しているのか、具体的に示して

くださいと。どの部分が条例違反になっているのかということがわからないということで返ってまいりました。これが昨年10月5日でございます。ここで1点注目しておきたい点がございます。10月5日に返ってきたときの政治倫理条例の議事録を読んでみますと、もちろん、このままで審査ができないので、もう少し具体的なところを欲しいというのが、これは文面で返ったんですけども、議事録の中にこういった補助金の使い方について、政治倫理審査会の範疇ではないのではないかということが、10月に返ってきたそれまでの委員会の中で、そういう議事が載っているということも1つ注目したい点でございます。

10月5日に、もう一度出し直してくださいという形で返ってきたわけでございますけども、 これを受けまして、いろいろご検討もされたであろうかと、一任でございましたので、され たであろうかというふうに思います。皆様方、ご記憶にあろうかと思いますけども、11月初 旬に、これに関する議会全員協議会を開催させていただきました。この中で、当時の吉村議 長から、一旦は調査請求をさせてもらったけども、今申し上げたような形で返ってきてます という説明があったであろうかということはご記憶にあろうかと思います。その際、皆様方 の方からいろんな、さまざまな意見があったわけですけども、議長の間にこれを提出して、 早く解決をしてほしいというのが大方の意見であって、そのような形で全員協議会を終えた ことを記憶しております。ただし、非常に難しかったのは、これ、11月始めなんですけども、 11月14日に臨時会を開かれまして、その際、議長に私が選任されましたので、この時点で議 長が交代をいたしました。この中で吉村議長はいろいろお考えになったであろうかと思いま すけども、再提出をされなかったということでございます。私もメモ程度にしか記憶は控え てないんですけども、これはどうなったのかというところですけど、吉村前議長から、14日 に議長が交代して、20日過ぎであったであろうかと思います。政治倫理審査会への調査案件 を引き継ぎさせてもらいたいと、このように吉村前議長から私の方に申し出がございました。 ただし、私といたしましても、全員協議会の中で吉村議長の間にというんですか、いろいろ 審査をされてた中で提出するようにという議員の皆様の声がありますよということで、ここ はよう考えなあきませんということをお話ししたのも記憶にあります。また、当時の企画部 長にも来ていただいて、議長がかわったけども、何とか前議長の名前で出すことはできない のかというようなお話もさせてもらっておりました。ただし、よくよく考えられた吉村前議 長、この検討について後のことはお任せしたいと、こういうことでございました。後になっ て私から申し上げるのは厚かましい話になるかわからないですけども、前議長、私は、この 仕事を置いておかれたというものではなく、重大な決断がそこにあったのであろうかという ふうに考えておるところでございます。結果として、私は、議会として、また政治家として 立派な判断をされたというふうに、吉村前議長に対しては評価をさせていただいておるとこ ろでございます。

11月下旬に、今申し上げたような形で前議長から私に引き継ぎをさせていただきました。 それ以降、やはり私は私なりのやり方ということで、まず区長を初めとして、関係の方々、 市役所の担当課、また当時の担当された方等も呼ばせていただいて、いろんなことのお話を させていただきました。また、私自身、加守地域、若いときの仕事の場でもございましたの で、そういったところから知り合いも多く、この話だけではないですけども、今、加守地域 ではどうなってますかというふうなことも含めて、お話し合いに行かせていただいたわけで ございます。

何度も申し上げますけども、11月下旬に引き継ぎをさせていただきまして、そういった話し合いを持ちながら、年はかわり、2月22日、政治倫理審査会に再度請求を出させてもらったところでございます。ここで吉村前議長が出されたのと私との違いは、補助金を受けている団体の代表になっていた点、これについては政治倫理条例の中で明文化されておりますので、それのみを私は審査請求として出させていただきました。言いかえますと、その補助金についての使い方ということについては、私は、補助金の使い方は地元で協議をしていただくものであろうがという、いろんな方から話し合いをさせてもらった結果としてまとめさせていただいて、そのような形で出させてもらったものでございます。これが2月でございます。

その間、西井議員に対しては弁明書という形で事情の説明を求められました。本来そこに 出席すべきところでありますけども、文面で結構ですということでございましたので、西井 議員は文面で出されました。その中の大きな部分として、県から補助金を受け取っていたと いう認識であったと。しかし、市から直接受け取るようになりますよというのを市担当者か ら聞いて、代表を交代しなければならないと、このように感じたと。しかし、交代するのに、 私からあんたやと簡単にいかず、人選にも数カ月かかったという弁明書でございました。結 果として、その数カ月が条例違反ということに認められたところでありますので、その旨を ご確認いただきたいと思います。

6月5日に、冒頭に申し上げましたように、この回答書が出てきました。この回答の中では、今申し上げているように、その数カ月に関してのみ違反であるというのと、前回の吉村前議長が出されたときにも議事録の中に載ってますけども、この補助金についての使い方、管理方法も含めまして、これについては政治倫理審査会で審査をする範疇を超えている、範疇ではないということはここで明文化もされた、再度今度は明文化として返ってきたところでございます。

経過についてですけども、私なりに報告をさせていただきました。今後の対応について次にお話をさせていただきたいと、このように思います。

西井議員におかれましては、弁明もされておるところでございますけども、審査会の方で数カ月とはいえ、違反に当たると、こういうことでございます。地域の方に誤解を招かないようにするという趣旨に基づいて、説明責任をお約束されておるところでございます。それは、先般の議会の中でもみずから説明するということを明言されておりますので、これを確実にやっていただくように私の方からもお願いをいたします。

葛城市議会として今後どうするかということについて、次に述べさせていただきたいと、 このように思います。今回、焦点となりました補助金を受け取るというところですけども、 先ほどからわかりにくいかわからない、県から受け取られてると。奈良県から補助金が通帳 に入金になっている。そのうちの4分の1が市のお金だと、4分の1が県のお金だと、2分 の1が国のお金だと、こういうことですけども、そんな明記はどこにもないわけでございます。だから非常にそこがあやふやなところで、政治倫理審査会でも検討されたところであろうかと思います。この中で倫理条例そのものを見てみますと、先ほど、冒頭私が読んだと思いますけども、補助金を受けている団体の長ということでありますけども、他市町村、またいろいろ私なりに検討させてもらうと、例えば、市から直接補助金を受けている団体とか、もう少し明確な部分というのが必要であろうかと、このように思っております。こういった部分、また政治倫理条例に審査をお願いして、答えが返ってくる。政治倫理条例ですから政治家の倫理条例、こういったケースの場合どういうふうな公表をするかというのも明記をされておりませんので、今申し上げたこの2つの点、また、それ以外にも皆様とお話をした上で、近いうちの議会の中で政治倫理条例の改正をさせていただきたいと、このように考えております。

3点目ですけども、市役所の対応についても述べておきたいなと、このように思います。 補助金を受けている団体の長が市議会議員であったと。これは、常識で考えて、市役所職員 であるならばわかるはずであります。今後このようなことのないように、職員、窓口も、こ こら辺については政治倫理条例、きちっと事務をされるようにしたい、このように思います。 また、補助金の運用、使い方、管理方法についても疑義というものが言われてるところでご ざいます。そういった事務についても、これを機会に、今後このようなことの起きないよう に、事務の方も各部署で取扱いをやっていただきたいと、このようにお願いしたいと思いま す。

政治倫理条例に関しての報告は以上であります。長々としゃべりましたけども、あと1点、私なりに市民の方にお願いしたい点というのがございます。各地域において地域の問題点はあろうかと思います。地域の問題、まちづくりの中で洗い出す、また、それを指摘すると、これは非常に大切なことであろうかと、このように思っております。問題が出たときに何が大事かといったときに、問題を解決する、このことに本当に一生懸命なっていただきたい。問題は大きくするものではなく、私は、解決するものであると、このことを葛城市民の方にお願いをしたいというふうに思います。それが今のまちづくりであって、将来の子どもたち、将来へのまちづくりにつながるであろうかと思いますので、余計なことまでつけ加えたかわかりませんけども、以上をもって報告とさせていただきます。

それでは、時間を少々いただいて大変申しわけないです。おくれましたけども、これより 本日の会議を開きます。

本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

9番、増田順弘委員長。

増田総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ご報告をさせていただきます。去る6月17日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月21日午前9時30分より委

員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告申し上げます。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてでございます。理事者からは、事業の進捗状況として、道路改良工事については、昨年度中に尺土駅より東側の道路北歩道の植樹帯を計画している部分と、道路南側歩道の道路照明灯を除き完成をしている。未買収用地の地権者との交渉につきましては、昨年度に交渉が成立した1件について、年内に家屋の取り壊しを予定している。引き続き残り2件の地権者との交渉を行っており、事業の早期完成に向け、法的な準備もしながら鋭意努力しているところであるという説明がございました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、国道24号線から西側及び東側1つ目の交差点までの道路改良工事については、昨年度中に完了している。また、JRの架道橋部分の工事においては、既設構造物の取り壊しが完了し、本体部分の設置に取りかかっており、令和2年3月末の完成を目指し取り組んでいただいております。用地買収については、本年度、1件契約の承諾をいただいておりますが、まだ多数の地権者との交渉が残っており、引き続き事業完成を目指し努力しているところであるという答弁がございました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項がないということでございました。

最後に、公共バス運行についてであります。理事者からは、公共バスの利用状況や利用促進に向けての取り組み、また今後の運行形態などの見直しに向けた協議状況について説明がありました。まず、利用状況としては、平成30年度における1日当たりの平均利用者数は、環状ルートとミニバスルートの合計で132.22人であり、前年度の同時期の平均利用者数132.34人と比較するとほぼ横ばいの状況であるといった説明がございました。また、法定協議会におきましては、路線や運行ルートに係る全体的な見直しについて協議いただいており、新たな形態による運行開始時期については令和元年10月を予定している。再編案では、環状ルートでは外回り、内回りともに現行の5便での運行体制を維持していく方向で、運行ルートの若干の調整を行い、またミニバスルートについても乗降者数の状況を踏まえ、運行ルートの調整を行っている。その中で、ミニバスルートの笛堂・薑ルートと笛吹・梅室ルートについては、特に乗降者数が少ないことから、今後は利用者が予約し、決められた運行路線を決められた時刻でバス停に停車する葛城市予約型乗り合いタクシーの運行を行うことになった。今後、市民に対しては、広報紙への掲載、新運行ダイヤ及び利用者向け案内パンフレットの作成を通じ、変更点についてお伝えしていくという説明がありました。

委員からは、運行ルートの再編成により、今後利用者数はふえる見込みであるのかという 問いがあり、予測は難しいが、近年の利用者数はほぼ横ばいのため、現状のまま維持するの ではないかと思われる。今後詳細については分析をし、報告させていただきたいという答弁 がありました。

なお、これら4件の所管事項については、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上で総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

7番、内野悦子委員長。

内野厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告をいたします。 去る6月17日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました6議案及び本委員 会所管の調査案件について、6月24日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、笛堂区、旧新庄クリーンセンター跡地に建設するストックヤードの建設工事の進捗状況、工事概要について説明があり、3月27日に入札を行い、新和建設株式会社が落札し、契約金額は4,471万2,000円で、工期は3月28日から12月10日までとなっている。建築工事の契約に伴い、3月29日、工事施工監理業務委託の入札を行い、契約金額464万4,000円で株式会社日産技術コンサルタントが落札をした。工事の進捗状況は、5月中旬に現場事務所を設置し、今月杭打ち、来月に基礎工事に取りかかり、順次竣工に向け進めていく予定であるという報告がありました。

委員からは、ふれあい収集を4月から運用しているが、利用状況と問題点についてという 問いがあり、2件の申し込みをいただいている。問題点については、収集時間がまちまちで あるので、一定のルールを決めていかないといけないという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、2月に小学3年生、6年生及び中学2年生を対象として、児童・生徒の嗜好や味つけなど、どのように感じているかを確認し、今後の事業に生かすためのアンケートを実施した。この結果をもとに給食のメニュー等に生かしていきたいという報告がありました。

委員からは、食べ残しの問題での給食指導のあり方についての問いがあり、現在アレルギー等の問題があり、一律に指導はできない状況であり、担任が給食指導をするときに、食べれるのか、食べれないものなのか、量は食べれるのかを本人、保護者とよく相談しながら指導しており、そこにプラスして食べれる楽しさを教えているという答弁がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、磐城小学校附属幼稚園改築工事について説明があり、本議会において議決をいただいた後、本契約を締結し、約1カ月の準備期間を経て、8月から来年3月の完成に向けて工事を実施していく予定であるという報告がありました。

委員からは、この工事中に影響が考えられる、休日に行われているスポーツ少年団等の活動への影響について、調整、検討しているのかという問いがあり、サッカーと野球については影響が出ると考えているが、去年の8月から話し合いをしているが、まだ理解をいただいていないという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、市が責任を持って練習する場所を確保し、指導していってほしい。また、この進捗については随時本委員会に報告してほしいという要望がありまし

た。

最後に、水道事業に関する諸事項についてであります。理事者からは、県域水道一体化についての概要、葛城市水道事業ビジョン等について報告がありました。まず、県域水道一体化については、今年中に県域水道一体化にかかわる協議会を設置し、令和2年に一体化にかかわる覚書を締結することになっており、令和8年には経営統合、その後10年以内に事業統合を目指す計画がされている。また、今後の検討方針、県域水道一体化に向けた課題、今年度の県域水道化の検討スケジュール案及び広域化にかかわる国の財政措置の拡充についての報告がありました。

続いて、葛城市水道ビジョンについても、策定に至った経緯及び水道事業の沿革の概要、 水道事業の現状の課題、水道事業の将来像と目標、実現するための施策の進捗と見直し、フ ォローアップ体制の概略についての報告がありました。

この報告を受け、委員からは、今後県域水道一体化の協議がされていくが、本市の方針は という問いがあり、県域一体化に向けて本市が参画するかどうかの最終意思決定については、 令和8年の経営統合の前にしなければならないということを聞いている。そのため、それま での間は会議に参加し、情報収集及び施設の更新や配水管の更新、自己水の利用について単 価設定等の分析をしつつ、本市にとって有利な方を選んでまいりたいという答弁がありまし た。

なお、これらの4つの所管事項につきましては、委員会としては今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 次に、会期中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況に ついて、委員長より報告を願います。

14番、下村正樹委員長。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第17回旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。委員会につきましては、6月26日午後4時45分より開催しております。委員会では、次回の証人喚問の日程について、令和元年7月19日の午前10時から開催し、元職員の方6名の証人に出席を求め、収入役名義の通帳の管理等に関する事項、また未処理金の発生経緯や管理等に関する事項などについて証言していただくことになりました。

以上、簡単ではございますが、本委員会の審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、 以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第29号から日程第7、議第40号までの7議案を一括議題といたします。本7 議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。 9番、増田順弘委員長。 **増田総務建設常任委員長** ただいま上程をされております議第29号、議第30号、議第31号、議第33号、 議第34号、議第39号及び議第40号の7議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び 結果をご報告申し上げます。

初めに、議第29号、市道の認定について及び議第30号、市道の変更についてであります。 本2議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。 質疑、討論はなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案どおり可決するべきものと決 定をいたしました。

次に、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについてであります。

質疑では、今回提案されている住民投票条例は常設型であるが、なぜ常設型が必要なのか。 また、地方自治法第74条の直接請求による個別設置型の住民投票条例ではだめなのか伺いた いという問いに対し、直接請求による条例制定の場合は、請求を受けた市長が、その都度議 会を招集し、住民投票条例の制定について議会での審議を要することになるが、常設型にす ることにより、あらかじめ市民が請求できる住民投票の要件を定めておくことで、改めて議 会の議決を経ずに市民から住民投票請求ができるようにするもので、議会制民主主義を補完 し、市民の意思を市政に的確に反映できるものと考えているという答弁がありました。

また、市政運営上の重要事項とはどのような案件があるのか、なぜ、今この条例を制定する必要があるのか伺いたいという問いがあり、現時点では案件を例示することはできない。今後、市政運営上重要な案件で市民に賛否を問う必要がある場合は、間接民主主義を補完するための例外的な制度設計を提案しているものであるという答弁がありました。さらに、4年に一度の選挙で選ばれている議員と市長が、住民の代表としてしっかり民意を酌み取って仕事を行えば、常設型の住民投票は必要ないのではないか。また、今回の常設型の住民投票を実施するには、1カ月以内に有権者の4分の1以上の者の署名が必要とあり、住民投票実施のハードルが高いのではないかという問いがあり、常設型住民投票設置の是非については十分に議論していただいてご意見をいただき、間接民主主義を補完するものなのでハードルは低くしてはいけないと考えている。4分の1とした理由は、議会の議決を要件としない住民投票の実施に当たり、より高い慎重性の確保が必要と考え、最もハードルの高い議会の解散や、議員、市長の解職請求の要件である3分の1を踏まえて設定をしているという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議第33号、葛城市税条例等の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第34号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第39号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについてであります。 若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべ きものと決定をいたしました。

最後に、議第40号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でありますが、このほかにも委員各位から質疑がなされておりますことをつけ加えま して、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 おはようございます。梨本です。私は、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例案は地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思表

示手段としての住民投票の制度を設けるものです。これによって示された市民の意思を市政 に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづ くりを推進するためのものです。確かに市民の意思を市政に反映させる方法は、地方自治法 等に基づく直接請求等が用意されてはおります。しかし、特定の市政運営上の重要事項につ いて市民が直接働きかけるということで住民投票を行うことができる仕組みというのは、法 令上ございません。今回の条例で設置されることとなる常設型の住民投票制度は、市民の市 政への主体的な参画を促す手段として非常に有効なものです。

一方、日本の地方自治は議会制民主主義を採用しております。今回の条例案が可決されれば、都度、議会の議決を要することなく住民投票が実施されることになります。この点においても、今回の条例案は、必要署名数を投票資格者総数の4分の1、住民投票の結果を尊重すべき基準として、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の総数の3分の1以上としており、住民投票の実施に当たって、より高い慎重性の確保が担保されております。ここには、基本的には二元代表制のもと、議会、市長の間において市政上の重要事項等について議論を尽くすべきであるという考え方が伺え、その点においてもこの条例案は評価できます。

本市も合併15周年を迎える中で、今回の常設型住民投票制度の設置が、住民、市役所、議会が一丸となって葛城市を発展させていく未来に向けての呼び水となることを期待して、私の賛成討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、反対の見地から意見を述べさせていただきます。

最初に明示しておきますけど、私は、今回の住民投票条例については、完全に頭から否定して反対というわけではございません。住民投票条例自体は必要なものと考えており、その点では賛成とも言えます。しかし、その内容について精査したとき、現時点では制度設計が不十分ではないかと思う点がありますので、結果としてこのように反対の意を表明することに至ったことをお断りしておきます。

また、私は、今回の議案を付託されました総務建設常任委員会のメンバーではございませんので、この住民投票条例に関する意見を申し上げる機会がございませんでしたので、この場をおかりして、委員会では意見が出なかった学術的な見地からの分析も踏まえた上でお話をさせていただきます。

現在の日本における政治を行う仕組みは、言うまでもなく、話し合いを通じて物事を決定する民主主義をとっております。さらに、この話し合いを通じて政治を行うやり方には、大きく2つの方法に分類されます。それは、間接民主制と直接民主制です。間接民主制とは、一定の投票権を持つ市民が選挙で代表者を選び、その代表者、つまり議員です。その代表者が議会で話し合い、意思決定を行うことを指しており、これを議会民主主義といいます。

一方、直接民主制とは、文字どおり、市民が直接政治に参加して意思決定につながる行動

を行うことを指しております。間接民主制と直接民主制にはそれぞれメリット、デメリットがあり、この場で全て検証することはできませんが、今回の住民投票条例の見地からいうと、ある案件について、多数決で選ばれた議員が多数決で物事を決めると、どうしても採用されない意見が出てきて、市民全員の意思が反映されない場合があると思います。それを補うために住民の意見を直接聞いて、反映できる仕組みをつくりましょうということだといえます。

提案されております住民投票条例第1条には、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思表示手段としての住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とすると記されており、第2条以降で条例内容の詳細が述べられております。ところが、この住民投票条例の条文には出てこない単語がありまして、それが、この条例の賛否を考える上で非常に重要なポイントとなっております。それは何かと申しますと、制度の形態を示す単語です。住民投票の形態には、住民からの直接請求または議員や首長の提案により、その都度、住民投票条例を議会の議決により制定して実施する個別設置型と、あらかじめ住民投票に重要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施する常設型という2つの形態があって、今回上程されている条例はこの常設型に該当します。個別設置型と常設型については、どちらがすぐれているというものではなく、双方にメリット、デメリットがあります。住民投票条例を制定する自治体は、個別設置型を選択する自治体が多いという実態があります。これは、常設型を選択する場合、慎重に制度設計をした上で運用しないと問題が複雑化する危険性をはらんでいるからです。この点が私が今回反対意見を述べる大きな理由であります。

私は、常設型を導入するに当たってのさまざまな論点について、これまでたくさんの自治体や議会で検討されてきた記録や報告書、そして政治学者、シンクタンク等が分析した研究結果をひもといて調べました。すると、大きく2つの危険性をはらんでいることが浮かび上がってまいりました。1つ目は、間接民主主義を破壊する危険性です。日本における間接民主主義を補完するためには、直接請求や直接民主主義的な制度が導入されておりますが、そこに共通するところは、説明責任を十分果たさない首長や、それをチェックしきれない議会という、いわば間接民主主義の機能不全に対する意思表明のあらわれであり、だからこそ住民投票も実際に行われております。ところが、首長や住民が議会をバイパスして投票を発議できる常設型の導入については、運用を誤ったり、もしくは悪用された場合、間接民主主義を破壊する危険性をはらむということです。これが1点目。

2点目。高度な政治判断を住民に委ねることへの危険性です。大多数の住民は、広く全体を見渡す大所高所からの判断よりも目先の利害やムードに流されやすく、時に専門技術的な総合判断を要する特殊な政策問題を委ねることは不適切な場合もあって、住民投票が衆愚政治、この場合の衆愚政治という意味合いとしては、浮動的な大衆が政治に参加して無方向・無政策的な決定を行う政治という意味です。その衆愚政治に陥りやすいという恐れがあるということ。さらに、一部のプロ市民、このプロ市民という言葉ですけども、本来はプロ意識にたけた地域活動や政治活動を行う市民というポジティブなニュアンスなんですが、最近で

はネガティブなニュアンスで使われ、悪い意味で政治にたけた市民という意味を今回この場合指します。この一部のプロ市民の介入を許して、結果に影響を与える恐れがあること。さらには、投票の結果が逆に地域内の対立を激化させる引き金になりかねないということが指摘されているのが2番目です。

以上2点の危険性をどう予測、分析し、対策を盛り込めるかが常設型を受容できるポイントであって、そのためには十分に関係者において熟議を得る必要があります。全国で成立している住民投票条例を調べますと、提案者が理事者、議会のいずれであっても、そのほとんどのケースで有識者に諮ったり、検討調査のための委員会や事業部横断型のプロジェクトチームを設置して、時間をかけた議論を経た上で条例制定に至っておりました。

その1例として、横須賀市では、住民投票条例検討委員会に複数の分科会を設けて、半年以上の時間をかけ、制度の形態分析に始まって、その結果の効用についての拘束性の分析、投票対象事項選定におけるポジティブリストとネガティブリストの比較、成立要件とボイコット運動との関係、投票資格の検討、また投票運動における具体的な規制と罰則規定の設置、投票コストやその他の予想される課題についてなど、微に入り細に入った検討がなされておりました。そのような検討をなされた上にもかかわらず、最終的には、住民投票は、その他の手段による熟議のプロセスを十分に経た後に実施すべき最終手段であると位置づけられております。つまり、それほど注意をもって運用すべき条例であるということが示されているわけです。

振り返って、今回の提案内容では、成立要件の一部に考慮の跡が見受けられるものの、条例内容を検討チーム等を設置して検討された形跡も熟議された形跡も、残念ながら見当たらないと思われます。運用時に発生が予測される事象についての規制や罰則も明らかにされていない点で、この提案内容での常設型の設置は、将来における危険性の発生を排除できないという点で反対の立場を表明いたしました。ただ、しかし、冒頭にも申し上げましたとおり、住民投票条例については直接民主制を反映させる貴重な手段であることから、いま一度、常設型、個別設置型の検討にまで立ち返った上で改めて熟議をしていただくよう希望を添えまして、私の討論を終わらせていただきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 議長のお許しを得まして、私は、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論をいたします。

今月21日に開催されました総務建設常任委員会において、住民投票条例の制定についての 採決の結果、反対多数で否決となりました。私は、委員外議員として出席して、反対意見を 拝聴しました。具体的な案件ごとに住民投票が実施される個別設置型でないことが問題であ るという意見や、住民同士の分断を招く懸念があるという意見、選挙で選ばれた首長や議会 の権限を損なう恐れがあるとする意見などが出されました。いずれもそれぞれの意見には理 由があるものであるなというふうに感じた次第であります。また、議会での議論が十分では なく、成立を急ぐのは時期尚早であるという意見もありました。それについては私も理解を するものであります。

しかし、私は、かねてから市民自治の実践が大切だと考えております。市民自治とは、市 民こそが市政の主体、主権者であるということであります。市民自治の実現のためにも、今 回ご提案の葛城市住民投票条例が常設型であることにこそ意味があると考えるものでありま す。

さて、市民自治の考え方は、国民が国家を統治するということになぞらえることができます。すなわち、市民が市政を統治する、コントロールするということです。現在の我が国、日本は先進国であり、民主主義国家であります。国民主権は主権在民ともいい、民主主義のことを指しますが、言うまでもなく、国民主権は基本的人権の尊重、平和主義と並ぶ日本国憲法の三原則の1つであります。

ところで、私は、昨年、第2回葛城市議会定例会での一般質問で、新たな市政モニター制度の設置について伺った際、おおよそ次のように自分の意見を述べております。自治体は首長や議会を公選することにより民主主義を担保しようとしている。しかし、市民の声を十分に反映させるためには、市民が選挙のときだけでなくて、常に市政の情報を得られて、意見を表明できる場があるのが望ましい。なぜならば、議会は議員で構成されているが、例えば、会社勤めをされている方が、思いがあって、議員をする思いがあったとしても、議員をするというのは現実的には厳しく、難しく、私のような経営者は相対的に兼務が容易であるということ。また、葛城市議会議員の女性の割合はわずか2割に過ぎず、葛城市の男女比からすれば少ないと言わざるを得ないこと、現在30代未満の議員がいないこと、葛城市規模の自治体の選挙では、どうしても地元出身の立候補者が有利に、ほかの地域の出身者が不利になってしまうのではないかなど、もちろん、やむを得ないことでありますけれども、選挙という制度にも限界はあるというふうに述べました。

間接民主制を採用している我が国の国政や地方政治では、言うまでもなく、国民や市民の 民意を問う方法としての選挙があります。しかし、これだけで十分なのかというと、今しが た述べましたように、私は、そうではないと考えるものです。

葛城市民は、葛城市を統治するために市長と議会とを選挙で選出し、代表権限を信託しています。信託とは、信用して委託することで、日本国憲法の前文にも、そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するとあります。市政も同様だと考えますが、信託とは決して白紙委任ではありません。市民の代表者である市長と議会の権限は、市民から信託された範囲においての権限であります。したがいまして、市民が4年に一度の選挙のときだけではなく、日常的に市長と議会の権限をコントロールできる方法を持つ意味は重要であると考えるものです。それを実現する方法の1つが、今回ご提案の常設型の住民投票条例であり、住民投票は市民が市政をコントロールする権利執行の手段であり、代表民主制度を否定するものでは断じてありません。

今回の条例案では、投票資格者は、葛城市の有権者総数の4分の1以上の市民の連署が必

要とされています。また、投票した人数が有権者総数の2分の1に満たないときは住民投票が成立せず、開票作業も行わないなど、一部ではなく、市民の大多数の民意を酌み取るために十分な相当高いハードルを設けており、住民投票の乱用への歯どめも施されております。市民が市政の主権者としてみずから決める。この手段のあることが重要であり、市民が自ら決めることを否定してはなりません。現在の憲法では国民が主権者です。しかし、明治憲法下では国民は主権者ではありませんでした。当時の国民は、たとえ自分の命にかかわることであっても自分で決めることができず、時には政府によって死をも強制されたという歴史的事実があります。このように国民主権、市民自治の概念を実現させる手段を、国民が、市民が持っているかということは極めて重大な問題なのであります。

岩波書店が発行した18歳からの民主主義という新書があります。これは、複数の著者が民主主義についてわかりやすく読者に語りかけている本です。その中で上智大学国際教養学部教授の中野晃一さんが、次のように書いておられますので、一部を紹介いたします。丸山眞男が指摘したように、民主主義であるだけでは不十分で、民主主義はするものです。日々、私たちが民主主義の主体として、主権者として政治参加の権利を行使することによって、民主化という未完のプロセスが前に進むのです。中野さんによれば、民主主義は完成されたものではなく、国民が、市民が主体的に進めていくものだという認識です。この考えに私も同感です。このたびの香港でも言論の自由を守るための行動を市民が起こし、政府を動かしたことが世界中に大きなニュースとなりました。

以上のように、常設型の住民投票という手段を市民が持つ重要性、必要性を改めて強調しまして、私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井覚君。

西井議員 議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、反対の立場から討論させていた だきます。

若干強い言葉が入るかもしれませんが、市民の声を活用させて、市政運営を理解して反映してもらいたいからでございます。まず、市長は、この葛城市住民投票条例を選挙公約と答弁されており、まずその原因は、道の駅かつらぎ反対署名約6,000が無視されたという理由を聞かせてもらってるわけでございます。しかしながら、その時期に道の駅かつらぎを推進してくださいという署名も集まっております。完全に無視したわけではございません。しかし、過去を振り返りますと、市長が当時當麻町議会議員のとき、我々、平成14年12月2日付で當麻町議会議長宛てに、合併問題は住民が議論を深め、合併の是非は住民の総意を決めることを求める請願書を出させていただいております。その請願書の若干を読ませていただきます。

請願団体、當麻町合併問題勉強会、代表世話人澤田克己、ほか3団体、合併問題を検証する住民の会、私、西井覚、ネットワーク21當麻、溝口貴史、明日の當麻町を考える会、中馬康博、紹介議員が野志昭、溝口幸夫、高井悦子、田上啓人。おおむね内容としましては、一番主眼は、合併の是非は住民の総意で決めることということで当時請願させてもらってるわ

けでございますが、この当時、當麻町は議員定数が15人で、おおむね合併賛成派の議員が10 名強おられたと。反対が、ここに紹介議員の中に4名強ぐらいという状況の中で、この請願 を上げさせていただいて、結局、合併の是非に係る住民アンケート投票という形で投票を行 われたわけです。もちろん、その投票をするまでに当時の當麻町長、安川正雄氏が各大字を 回って、この結果を十分尊重しますよということを言いながら回られたという記憶がござい ます。

何も今、常設型に設置する必要はございません。10対 4 ぐらいの状況の中でも住民の意見を聞く投票結果を導くことができたと。現在ここにおられる議員全員の中で、こういうふうな話が議題の中で出てきたら、やはり市民の声を十分聞かなあかんのではないかという考え方の議員がほとんどではないかと。わざわざ常設型にしなくても、事項によっては解決できる問題ではないかと。平成14年12月2日に請願させてもろうたんが、當麻町議会の状況が、合併賛成派の議員が10人は必ずおられたと。反対は4人、1名は中間というふうに私は考えておりました。しかしながら、市民の声を聞かねばならないということで投票が行われたわけです。そういうことなら、別に常設型を急遽する必要があるのかどうか。

先ほど奥本議員もおっしゃった。逆を考えれば、間接民主主義を破壊する制度ではないかと。確かに市民の声を聞くことは大事です。なおかつ、市長は、当時當麻町議会議員でありました。當麻町と新庄町の合併することの意思を問うアンケート投票は実施され、當麻町の結果、両町の合併におおむね賛成が3,376票、おおむね反対が4,156票、反対多数でありました。しかし、当時の町議会議員であった市長は、アンケート投票結果を無視し、町議会において両町の合併に賛成されました。そればかりか、平成18年の市議会議員選挙において、街宣カーで大字木戸方面に、私は両町の合併に反対しておりましたとうそをつき、当時の街宣カーの声を聞いた木戸出身の野志昭議員及び木戸の方々が大変憤慨されたことを目の当たりに聞き、思い出しております。私も当時、両町の合併に大変反対の立場をとっており、現在の市長の行動に対して大変憤りを覚えました。

次に、前回の市長選挙からわずか2年半ですが、市長の基本政策の変遷を振り返ります。市長は、前回の市長選挙の公約として、葛城市の将来を見据え、ファシリティマネジメントを確立するために緊縮財政をと訴え、前政権の拡大政策、積極財政を批判して当選されました。にもかかわらず、わずか2年を経過しただけで、庁舎を初め、文化会館など重複する施設を統合できないと断念すると、市民に説明もなく、今度は5万人都市を目指して施設を生かすと、簡単に政策を180度転換しました。そして、葛城市の規模では120億円から130億円の予算規模が限度と言ってたはずが、ことしの当初予算では150億円を超える予算を計上されています。これは、市長が公約で訴えた一番大事なまちづくりの基本政策、真逆の政策変更であります。市民から私に寄せられてる声がございますが、このようなうそを……。

藤井本議長 西井議員、討論でございますので、これの賛成討論、反対討論、大きな外枠からお話を しようという意図はわかりますけども、余りにも距離があると思いますので、もう少し近い ところでお話をしてください。

西井議員 市民の声でございますが、このようなうそをついた市長がうそつき市長と言わず、どのよ

うな形容をしたらいいでしょうかという声が私のところに届いております。ある著名人の言葉にこのような言葉がございます。体は食べたものでつくられる、心は聞いた言葉でつくられる、未来は話した言葉でつくられる。市長には、さきに述べたことを過去の経緯から説明し、直ちに市民におわび行脚に回り、市民の納得を得るしかないのです。

最後に、住民投票の制度は、真摯に住民の意思に従うという姿勢が理事者にあってこそ成り立つ制度であると考えます。しかし、両町の合併時の事象や公約で訴えたまちづくりの基本政策をわずか2年で転換してしまうような市長のもとで、住民投票条例は真の民意を反映できるとは考えにくく、条例の信頼性が担保できないと考えられ、到底賛成できるものではありません。

以上のことから、時期尚早ということで、葛城市住民投票条例に反対の立場で討論をいたしました。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

13番、吉村優子議員。

吉村優子議員 議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

この住民投票条例の制定につきましては、先ほどの討論にもありましたけれども、阿古市長が市長選出馬の際の公約の1つであったと承知しております。過去に道の駅建設につきまして、一度立ちどまって議論を深めるべきと、建設の凍結を求める決議を提案しました。また、市民団体による6,752筆の署名を添えて、いわゆる個別設置型の新道の駅建設の賛否を問う住民投票条例を制定する議案や、道の駅かつらぎに係る予算の減額修正案を提出するも、いずれも否決されました。これが常設型住民投票制度が必要と阿古市長が思い至った1つの大きなきっかけであったと思われます。市政運営上の重要事項について、多くの市民がノーと言っていることを市政に何とか届ける仕組みを設けたい。その思いは大いに共感できます。十分に議論を尽くしてもなお、行政や議会と市民との間に意見の乖離があった場合、議会の議決を必要とする個別設置型と違い、市民が請求できる常設型であるということは、市民にとって市民の意思を反映する最後の手段であると考えます。

また、今回の条例案が提出されるまでのプロセスも丁寧に行われております。条例案提出に至るまで2度にわたって議会全員協議会において、条例案の構想、内容、プロセスについての説明が市側からありました。また、市民に対しても4月1日から26日にかけてパブリックコメントを実施し、その意見の内容も吟味した上で今回の条例案提出に至っております。住民投票制度が住民と行政の協働によるまちづくりを推進するという目的であるからには、このように議会、市民に向けて説明等の機会を設けることは不可欠であり、この点からも評価できます。

地方自治が本来の自治であるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で 行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との2 つの要素がともに満たされることが必要とされています。そういった意味においても、住民 の権利の強化としての葛城市住民投票条例を制定することについては賛成といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、増田順弘君。

増田議員 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど吉村優子議員からございました、丁寧なきょうまでの説明があったという部分で、少し私の、きょうまでの進められた経緯について、確認なり私の思いを説明させていただきます。まず、11月30日に、全員協議会の中で当時飯島部長の方から、内容についてのご説明がございました。次に、3月12日の全員協議会においては、副市長の方から内容についての説明がございました。私は、その説明の中で、市民の意思を市政に反映する代表民主制の補完機能として重要であるという説明で、ある一定の理解をさせていただいておりました。その次に、6月21日の会議の席で、これも副市長の方から、いろんな質問等にも対応していただいて、ご答弁をいただいて、説明をされました。ところが、この間、市長からの公約ではあると言われますけれども、私、市長の公約をきちっと1つずつ精査もしておりませんし、中身は存じておりません。市長からのこの住民投票条例に対する熱い思いを議員の皆さん方にしっかりとお伝えを願う、この1つのタイミングがきょうまでなかったという私の記憶でございます。

民主主義は時間がかかるとよく言われます。この2回の全員協議会、それから1回の委員会の席でご説明をしていただいて、先ほどございました、十分な説明があったという理解は、私には不十分な説明しかきょうまでされなかったというふうにしか理解できない。そういう意味で反対の討論とさせていただきたいと思います。

また、設置に対する目的でございます。とりあえずつくっておくということでございます。 もう少し具体的に、この条例をつくるため、必要性をご説明いただく機会も必要ではなかっ たのかなというふうに思って、私の反対討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 最初に、討論に先立ちまして、先ほど西井議員の発言の中に、私としては、議会の品位を落とすような発言があったと存じます。この件については、きょうの本会議の前の全員協議会で、先日の西井議員の一般質問を巡って、市長とのやりとりの中で非常に激しいやりとりがあったということで、その発言については十分注意して、議事が円滑に進むようにご協力をお願いしますという議長の発言もあったところでありますので、この取り計らいについては、もし、発言を削除するということになれば、それは本議会終了までにしなければいけないことでありますから、それについてはどこかで時間をとっていただきたいというふうに思います。他者の言葉を引用しながら人を冒涜するような言葉が許されるのであれば、どんな言葉も他者を冒涜する言葉は許されますから、それは、私は、議会の発言としてはふさわしくないと思っておりますので、善処をよろしくお願いいたします。

さて、私は、住民投票条例に賛成の立場から発言させていただきます。奥本議員、それから、今、増田議員の方からございました。十分この住民投票条例が議会において議論が尽く

されたかというと、私もそうは思っておりません。したがいまして、全員協議会のときに、私は、最初に説明を受けたときに、これは議会の問題でもありますと。議会制民主主義を制約するという部分がありますから、また住民投票条例によっていろいろと住民の中に亀裂が入るというふうなこともあるし、慎重にいろんな事例も含めて検討しましょうということだったんですけれども、残念ながら、議会で議会改革特別委員会等で扱っていただきたいということも述べたんでありますけれども、なかなか合意に至らずに、議会での議論が低調に推移したということであろうかと思います。しかしながら、ですから、条例の中身についても、私は不足があると思います。奥本議員がおっしゃったように、私自身もいろいろと考えるところはあるわけでありますけれども、私としては、今の葛城市議会におきまして本条例を上程し、議論し、そしてその方向へ進んでいくということに意味が大変大きいと思いますので、私はそういう立場から賛成討論をさせていただきたいと思います。

最初に、先ほどから何度も地方自治の本旨ということからの議論がされております。私も、これは、やはり議会の住民投票条例を議論するときには避けて通れないことでありますので、少しまた難しい議論を発言することになるかと思いますけれども、ご容赦のほどをよろしくお願いしたいと思います。

本条例の目的についてでございますけれども、第1条に明記されているように、この条例については、地方自治の本旨に基づいて、市政運営上の重要事項について市民の意思表示手段としての住民投票制度を設けて、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進すると、この目的にはございます。私は、主権者は国民でありますから、当然、地方自治の主権も住民にあると考えます。したがって、地方自治法では、第1則の総則に続いて、第2章において、住民の義務と権利を定めて、その権利において具体的に選挙権、それから条例の改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権及び主要公務員、これは、議員や市長や副市長、教育長などでありますけれども、解職を請求する権利を定めております。こうした直接請求制度は、住民自治の徹底ということにおいて、直接民主主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めているものであります。このことは、日本国憲法下での地方自治の究極の責任が住民に帰するという地方自治の本旨に基づいているところであると考えます。こうした住民自治において、住民が一堂に会して、熟議して政治行政を行うことは現実的には無理であります。そこで、代表者を選ぶことによって民主主義の要請に応えるために、代議制による間接民主主義の制度を採用しておるわけであります。

地方自治においては、議会の議員も首長も直接住民によって選ばれて、住民の代表として、 行政の長も議会もともに住民の代表機関となっているわけであります。すなわち二元代表制 によって地方公共団体は運営されているわけであります。地方議会は住民の代表機関であり、 住民全体を代表する機関であります。そして、その権能は、権限を持ったその機能は、条例 を制定し、予算の議決を行い、団体意思を決定すること、また政策を形成することでありま す。また、執行機関を監視する機能も担っております。また、多様な民意の反映、利害の調 整、住民の意見の集約という機能も議会は持っております。しかし、その機能、権能は、主 権者たる住民によって与えられており、選挙で選ばれたからといって、次の選挙の間まで白 紙委任されたわけではありません。民意から離れたら、住民の直接請求によって議会を解散、 議員を解職するということが可能な制度になっているわけであります。その地方議会が住民 の代表機関として十分に機能していないという社会的批判のもとで、現在、地方議会の活性 化ということが地方議会の重要な課題になっていると考えます。

葛城市議会におきましても、この本議会あるいは委員会の審議内容をインターネットで中継して、市民の皆さんに広く関心を持っていただいて、そして市政に対するご意見もいただくという機会を設けて、こうした地方議会の活性化に努めているところでありますけれども、そうした視点から、現在多くの地方議会において制度改革、運営の改善が議会で議論されて、前向きな取り組みがなされていると思います。住民投票条例についても、そうした取り組みの1つとして全国の地方議会で論議、制定されているところであります。奈良県では生駒市、そして橿原市が制定しております。

では、なぜ葛城市において住民投票条例の制定が求められるのでしょうか。今度は一般論 ではなく、葛城市において、なぜ住民投票条例を必要とするかということについて意見を申 し上げたいと思います。今回上程された住民投票条例は、先ほどからも出ております、常設 型と言われる住民投票条例であります。条例の改廃などについて、定められた市内有権者の 4分の1の署名をもって住民投票を実施し、過半数の意見が有権者の3分の1を超えた場合、 その結果を尊重することを義務づけたものであります。しかしながら、一方では、先ほど来 から出ております個別型と言われる、地方自治法では定めがありまして、条例の改廃につい て直接請求する住民投票もございます。しかし、この場合の住民投票は、50分の1の署名を 集めて、そして、それをもって議会に住民投票を請求するというものでありまして、議会が それを否決すれば、住民投票を実施することにはならないわけであります。したがって、こ こに議会が関与するという事態があります。そのため、今回葛城市議会で提案している常設 型の住民投票条例というのは、議会の関与なしに、すなわち、先ほど述べた、定められた有 権者の4分の1が署名することをもって、直接住民投票に移るという、本当にそういう意味 では直接民主主義を発現したものであります。これは、先ほど述べている、市長や議員等の 解職、議会の解散と同じように、全く議会に関与することなく住民の直接民主主義というも のを保障するものなのであります。

では、なぜ、そうしたことが必要なのかということであります。それは、間接民主主義における二元代表制がうまく機能しなかった場合に、こうした住民の意思が保障されていることが大切だからであります。機能不全を住民の意思を示すことによって市政運営を回復させていく、そのための措置であろうと思います。ご存じのように、葛城市におきましては、道の駅かつらぎ建設事業推進にかかわって、前市長の議会提案されたものを、議会の多数派が議決して、道の駅かつらぎ建設事業が進められてまいりました。その審議過程におきましては、全体予算が示されていない中で、当初の18億円の予算規模がどんどん膨らんでいく、事業規模が拡大していく、このことに対して、私は当時一市民でありましたけれども、なぜこうした議会運営がされているのか大変疑問でありました。一議員となって改めて過去の道の

駅かつらぎ建設事業にかかわる議会での議事録全て私は読みました。すると、議会の中では 少数派の議員から、全体予算が示されてない中で追加の予算を求めるのは、これは先行きの ない議論になって、こんなことは審議できないと強く批判されている議員もおられました。 それは、見てみますと、当時の阿古議員であります。つまり、どういうことが起きてたかと 申しますと、市長と市長の事業推進の議案を賛成する多数派の議員が結束すれば、結局おか しいことがあっても強引にそれが議決されて、推進していくことができるということである わけであります。

では、こうした事態を地方自治法が定めている直接請求に基づく住民投票で、そういう議会の様子を住民がとめられるかというと、先ほどからあるように、地方自治法の定めでは個別型設置の住民投票しかできないわけですから、住民が50分の1の署名を集めて提出したとしても、これは、議会が否決してしまえば住民投票で住民の意思を問うことはできなくなるわけであります。ですから、今回のような住民投票条例が必要になってくるのだろうと思います。

もう一つ例を挙げます。それは、道の駅かつらぎ建設事業というのは、大変市民に大きな 迷惑を与えてしまった結果になっているわけであります。その1つが補助金の返還でありま す。つまり、道の駅かつらぎ建設事業においては、社会資本整備事業の中の補助金をいただ いております。ところが、その補助金を返還しなければいけないという事態になって、一部 は返還しております。ところが、まだ全額は返還されていないわけであります。まだこれは 決まっていない。

(発言する者あり)

谷原議員 聞いといてください。黙っといてください。

それで、この議会において、これは審議されてるわけです。つまり、その補助金について 大丈夫かと、社会資本整備事業の補助金事業として、そういう計画で大丈夫かと繰り返し指 摘されてる議員もおられたわけです。

- **藤井本議長** 先ほど西井議員にもお願いをしたところですけども、今、賛成か反対かの討論をしていただいてます。ある程度例を出してお話しするということも必要になる場合はありますけども、先ほどと同じことを申し上げますけど、余り離れていただくと賛成、反対討論ではなくなりますので、ここのところはご認識をいただくとともに、注意を申し上げたいと、このように思います。
- **谷原議員** わかりました。特別委員会の調査委員会の事前審査ということはありませんよ。よくわかっているように、議決についての事前審査が問題になるわけでありまして、調査についての事前審査なんかありませんからね。議運委員長がよくわかってはると思いますので、それについては言っておきます。

つまり、私が言いたいことは何かというと、議会の審議において、議会の多数派と市長が 一致する方向に行けば、少数派の議員が幾ら道理のある主張をしても、あるいは市民が、お かしいことが起きていると、住民の方が署名を6,700以上集めると。結果として、市長選挙 でそれが争点になって、言ってみれば住民の意思が示されたわけですから、それをこの段階 で、この審議の方向がおかしいという段階できちっと住民投票条例を行うことができていたら、今起きているような補助金の返還の問題であるとか、30億円もかかってしまって、合併特例債が尺土駅周辺事業に使われなくなってしまったとか、この間起きているさまざまな問題が事前にとめられた可能性があるわけであります。つまり、今回の住民投票条例の意図は、市長と議会多数派が手を組めば、民意と乖離した場合にとめる手段がないというところから、私は今の葛城市においては必要であろうと思います。

私は、先ほどからいろいろとやじが飛びましたけれども、道の駅かつらぎ建設事業の結果においては、これは、後始末については行政は責任を負って、今でも取り組んでおられます。でも、これを推進することに議決してきた議会の責任、議会が今なおその責任をどう考えるかということについては、私は、直視できてないのではないかと思います。そのためにこういうふうなやじも飛ぶのかなと私は思っております。私は、市民にこれだけ迷惑をかけたことに対する議会の責任として、なぜこういうことが起きたのか、それを真剣に分析するならば、私は、こうした議会が多数派と執行部が一緒になれば、なかなか声が届かなくなる現状を打開するためには、議会の関与なしに住民の意思が示せる住民投票条例のあり方というものを、私は、今後葛城市議会でも考えていく必要があると考えております。もちろん、先ほど最初に述べましたように、十分議論は尽くされておりません。そのことは私もよくわかります。しかし、これは十分議論する値打ちのある条例案でありますから、今回否決されるかどうかわかりません。しかし、改めて、繰り返しこの問題については長い時間をかけてでも、葛城市議会の責任として、過去こうしたことが起きたことの反省として、やはりしっかり議論は続けていくべきだろうと私は思っております。

以上を述べまして、私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 公明党の松林謙司でございます。葛城市住民投票条例を制定することにつきまして、反対 の立場で討論をさせていただきます。

議員のバイブルともいうべき議員必携には、議員の権限として、議員は住民の代表として、その町村の意思を決定する重大な職責を持っていると、このようにあります。また、議員の権限としては、議員は住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して、その意思を形成する任務を有する。これが議員としての地位の本質であると言えると、このようにうたわれております。どこまでも住民の代表として、議員と町と市政運営を行っていくならば、住民投票制度は必要ないという不要論もあります。しかし、通常、選挙は4年に1回行われますが、選挙から月日が経過すると世の中の情勢は変化をします。選挙時にはなかった争点が出てくる可能性もあります。これらの個別の争点について、その是非を問い、民意を市政に反映する間接民主制を補完する住民投票は既に多くの自治体で行われており、その住民投票自体の必要性は認識するところでありますが、その上で、このたび議案として出されております住民投票条例、常設型と個別型とがあり、そのうちの常設型ということでありますが、どちらの形が住民投票を実際

に実現できるのかという、民意を反映できるのかという、そういうことを比較した場合、住民投票条例常設型では住民投票請求において、投票資格者は4分の1以上の者の連署、3万人といたしまして7,500人を集めなければならない。しかも1カ月のうちに。また、投票が行われても、投票数が総数の2分の1に満たないときは不成立。そして、投票が行われ、賛否いずれか過半数の結果が投票資格者数の3分の1に達して初めて、その結果が市政に尊重されることとなります。あくまでもその結果は法的に拘束力のないということでございます。そして、常設型では住民投票実現に向けてのハードルが高いのではないかと、私はこのように感ずるところであります。それに比べまして、地方自治法第74条に基づく住民投票条例個別型での住民からの直接請求では、議会による条例案の審議が否決されれば不成立と、このようになるリスクはあるものの、有権者の署名は50分の1、3万人といたしまして600人で実現可能と思われます。本市におきましては、住民投票条例常設型よりも個別型の方が適切ではないかと、このように判断をいたします。したがいまして、今回の住民投票条例常設型には反対の立場でございます。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 ただいま議第31号で葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論を行います。

私は簡単に討論を行いたいと思います。今、条例制定、何が必要とするのかということやと思います。まず目的に、今回の条例案の目的につきましては、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思を反映させる手段として住民投票の制度を設け、これにより示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政が協働してまちづくりを推進することを目的とする。はっきり目的を書かれております。このことで議会の中で率直な意見を出し合いながら議論をしていく。そんな中で、例えば、まとまらないというような場合は、市民の意思を市政に反映させる方法ということで、地方自治に基づく直接請求権というものがあるわけでございます。特定の市政運営上の重要事項につきましては、市民が直接働きかけのできる住民投票を行う場合、議会の議決も必要ということから、今回の条例設置になることにつきましては、常設型と。これ、住民投票制度で市民の意見を市政に反映させる手段としては、唯一有効な手段、方法であると考えておるわけでございます。日本の地方自治制度は議会制民主主義を採用しており、今回この条例案で可決することによりまして、その都度、議会の議決を経ることなく住民投票が実施できる、こういう条例であるわけでございます。

先ほども出てましたように、市議会、二元代表制であるわけでございまして、議員、市長は、市民が直接選挙により選ぶもの。このことから、議会、市長、理事者が市政上の重要事項につきましては慎重に議論を尽くすべきでありますが、議論がなかなか成立を見ない。こんな場合に市民の意見を直接聞くためには、市民みずから住民投票条例の制度に基づき住民等に働きかけるものであるわけでございまして、むやみに実施できるものではありません。

市民の意思が反映できる権利として条例制定をするものであるというふうに私は理解をしておるわけでございます。この条例制定されれば、谷原議員もおっしゃいましたように、生駒市、橿原市に次いで3番目というふうになるわけでございます。私は、もちろん条例制定も大事ですけども、一番大事なことは、葛城市の未来、将来に向けたまちづくり。キャッチフレーズで、住んでみたいまち、住み続けたいまちづくりに、住民、理事者、議会が一丸となって葛城市の発展に寄与すること、これが一番大事であるというふうに思うわけです。今、条例制定も大事ですけども、反対討論はあると思いますけども、やはりみんなでこのまちをどんなまちにしていくのかということが一番大事になるということやというふうに私は思います。そういうことを今後議論していただけるということを期待して、私は賛成討論を終わりたいと思います。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 議第31号の葛城市住民投票条例を制定することにつきまして、今回上程されておられます 常設型を設定すること、この原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、葛城市において、現在で住民投票するような重要事項はないように思いますが、しかし、こうしているうちにも、もし、住民投票をするべき重要事項が出てきたとしましても、そのときには私ども議会が発議できますし、また、住民の皆様からも、地方自治法第74条の直接請求という方法があります。つまり、個別設置型という方法で十分と考えられるのではないでしょうか。住民投票条例を設置することに反対するわけではないですが、あえて強調しておきます。なぜなら、市政運営上の重要事項があれば、市民の意思表示手段として住民投票制度を設けて、それによって示された市民の意思を市政に的確に反映させながら行政運営を図らなければならないと考えるのは当然でありますし、また市民の権利であります。

今回上程の条例制定は、常設型の議案でございます。あらかじめ市民が請求できる住民投票の要件を定めておくというものであります。そして、議会の議決を経ず、住民投票請求ができるようにするという内容のものでございます。

先ほど増田委員長の報告の中で、答弁の内容にあります、非常にハードルの高いものであるという内容の説明がございました。今回そこまで設置しなければならない理由は何なのかというところでございますが、議会は、住民の皆様に付託された二元代表制による機関です。我々議会は、市民の声を聞き、多くの情報を集め、熟慮しながら議論を重ねていくわけでございます。葛城市の重要事項が、議員がいい加減な判断をするわけではないんです。市民の皆様の投票が必要かどうか。民意をくみ取る必要があるか判断させていくことは間違いありません。議会の議決を経ないでやる方法や、過去の議会の議決は誤ったとかというような内容を議員みずから言うべきことなのか。議員が議決したことを批判すること、こんなことを一度住民の方に聞いてみたいものです。

この間、多くの市民の皆様が、住民のための住民投票条例、これがよく理解できるように 議論を深めて進めていっていただく作業、これがこの条例制定のために行われたパブリック コメントであったと思いますが、このパブリックコメントの中にもこんな意見がございまし た。議会や多数の市民が理解できるよう議論を深めることが大事です。余りにも性急な提案 と考えます。今回、条例制定のため、広く民意を問わないこと、また、パブリックコメント と言いながらも、市民の極めて少数の意見を聞くだけで制定するのは矛盾している。熟慮す るための審議会、また協議会が必要ではないか。

また別の方からも、そもそも、なぜ今、住民投票条例を制定するのか、意図が不明です。 もっと市民に丁寧な説明が必要です。これこそ市民の意見でしょう。時間をかけて多数の市 民に理解をしてもらい、熟慮して進めなさいと市民の方から言ってもらっているのです。住 民投票というのは住民の権利なのですから、私も議員として全く同感でございます。本当に 貴重なパブリックコメントをいただいたと感謝しております。

以上でございます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。原案についてでございます。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 ボタンの押し忘れなしと認め、確定をいたします。 賛成少数であります。よって、議第 31号議案は否決されました。

日程第4、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 議第33号、葛城市税条例等の一部を改正する案に反対の立場で討論に参加いたします。

今回の税条例の改正は、国が10月から消費税を10%に引き上げることに伴っての改正となっております。改正内容は、1つは、法人税割の税率12.1%、葛城市におきましては資本金等の額が1,000万円未満の中小法人については9.7%であるものを、引き下げて一律に8.4%にすることと、それから、自動車税を、軽自動車税も含めて、種別割として自動車取得税の廃止に伴って、新たに環境割を軽自動車税に導入するという内容となっております。この前提は、まず一言だけ申し上げておきます。消費税の増税ということにつきましては、日本共産党は反対しております。所得の低い世帯ほど課税の負担が高くなる逆累進性の強い税制であることから、その導入、引き上げには一貫して反対してまいりました。10月に予定されている10%への増税についても、税のあり方を決めるのは国民でありますから、消費税増税をストップするために、来る参議院選挙では国民の意思を示しましょうと訴えているところで

ございます。立憲民主党や国民民主党、社会民主党、社会保障を立て直す国民会議のほかの 野党4会派とともに、消費税の凍結を初めとする13の政策をもって、野党の統一の力で選挙 を闘っていくことを合意しておりますので、選挙戦の後、消費税増税ストップされることを 願って、今おるところでありますので、結果として実現しないことを望むわけでありますけ れども、しかし、10月にこれが決定することになりましたら、この条例案が発効することに なりますが、その点において私として意見を述べさせていただきたいと思います。

今、議論となっている葛城市税条例等の一部を改正する条例については、消費税の増税に伴う税制改正において、軽減措置として行われていることもあります。今回の議案の多く、あるいは補正予算の中にも軽減措置のための措置がとられているところでありますが、その点については、あえて今回は反対するとこではありません。しかし、この税条例案については、消費税にも問題がありますし、さらには、その上で、この改正内容に大きな問題があると考えますので、反対意見を述べさせてもらおうと思っております。

冒頭に述べましたように、最初に、法人税割の税率の引き下げのことであります。引き下げられますけれども、実際には法人事業税等の、あるいは国税の方で引き上げもありますから、税負担が必ずしも低くなるというわけではありませんけれども、一番問題は、自主財源になっているということなんです。法人市民税、法人割というものは葛城市にとって貴重な自主財源でありますので、その部分が税率が引き下げられることになりましたら、葛城市にとって必要な自主財源である税収が減収となってしまいます。その分は交付税措置として新たに補てんされて、それについては地方自治体にその差し引き、減額になることはないという説明でありますけれども、しかし、地方交付税措置と自主財源ということは大きな違いがございますので、この点については、私は、将来この交付税措置が結局減額になっていくということも考えられます。政府の裁量で左右されることでありますから、今回の税条例には反対いたしたいと思います。

さらに申し上げますと、葛城市におきましては、この間、資本金2,000万円未満の中小法人の税率を低く抑えてきておりました。これは、奈良県内でも葛城市のみであります。しかし、今回の税制改正に当たって、これを一律にするということでありますから、その点で葛城市において、この間行われてきた中小法人に対して、育成の観点から税率を不均一にするということが、結局一律になってしまうという点からも、私は問題があるものだと考えております。

さて、2番目の自動車取得税の廃止に伴う自動車税や軽自動車税の種別割、環境割への税制改正でありますけれども、排気ガスの容量に応じて定められている種別割については、自動車については減税措置が行われております。しかし、軽自動車については据え置きとなっております。2016年に軽自動車税は7,200円から1万800円と1.5倍に引き上げられております。そして、今回は減税の対象になっていないわけであります。また、自動車取得税の廃止に伴い新設される軽自動車の環境割においては、電気自動車など環境性能のよいものについては税率がゼロとなりますから、自動車取得税分2%の1回分の減税とはなりますけれども、長く乗っておられる軽自動車、使っておられる方については、恐らく2%分の環境性能割を

毎年支払っていくという増税になってしまうわけであります。自動車を新しく買いかえることができるような恵まれた所得層には減税の恩恵があるけれども、庶民の足であり、車の買いかえをためらって長く乗る庶民にとっては増税になってしまうような措置になっております。消費税増税という低所得者ほど厳しい負担を強いられる上に、庶民の足である軽自動車利用者の多くには負担が増す今回の税制改革となっていると考えます。

以上の理由で、葛城市税条例等の一部を改正する条例に反対をいたします。 以上です。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第33号は原案 のとおり可決されました。

日程第5、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第40号議案について討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後1時45分

藤井本議長 会議を再開いたします。

次に、日程第8、議第32号から日程第13、議第41号までの6議案を一括議題といたします。 本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求め ます。

7番、内野悦子委員長。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第32号、議第35号、議第36号、議第37号、 議第38号及び議第41号の6議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報 告させていただきます。

初めに、議第32号、葛城市忍海集会所条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第35号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第36号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第37号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、本市においては、家庭的保育事業等の地域型保育事業を行っている事業所はないにもかかわらず、今回の改正する目的は何かという問いに対し、今回の改正は、国が示す従うべき基準に改正したものであり、従来の基準を緩和するもので、今後参入したいと思う事業所が出てこられたときに対応するため改正するものであるという答弁がありました。

さらに、委員からは、今回の改正の主な内容は何かという問いがあり、今回の改正点は4点あり、1点目は、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象としている家庭的保育事業等は、卒園後の子どもには保育所等の連携施設を確保しなければならないとされているが、その卒園後の施設の確保が難しい場合については、従来の施設に加え、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方公共団体が、運営費支援等を行っている認可外保育施設については連携施設と認めることができるとされた。2点目は、地域の事情に合わせ、既に3歳以上についても保育をしている家庭的保育事業者等については、連携施設は不要となった。3点目は、居宅以外で自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を、5年であったものを10年に延長するもので、4点目は、従来では連携施設を確保しないことができる経過措置期間は、平成27年4月1日から5年間とされていたが、10年間に延長するという改正であるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定をいたしました。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第41号、工事請負契約の締結について(葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事) であります。

質疑では、当初の計画では、建築確認はいつごろ許可されていたのか、また計画変更に伴い、設計金額はどの程度変更になったのかという問いがあり、当初の計画では、平成29年2月20日に建築確認がおりて、予算は約6億円を計上していた。計画変更に伴い、平成31年当初予算では7億9,000万円を計上し、一般競争入札を実施した結果、7億162万2,900円の契約となり、本年6月3日に建築確認がおりたところである。契約締結期間は、議決の日から令和3年3月15日を予定しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。 以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されておりま すことをつけ加えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第8、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する案について、反対の立場から討論いたします。

子ども・子育て支援法によって保育施設のあり方が従来と大きく変わってきております。 葛城市では、公立、私立の保育所が保育事業を担っていただいておりますけれども、こうした保育事業所を施設型保育として新たに地域型保育事業を認めるということになっているのであります。その地域型保育事業所を家庭的保育事業等として、家庭的保育事業、小規模保育事業のA型、B型、C型、企業内保育事業、居宅型保育事業を新たに保育事業として認めるものであります。いずれもゼロ歳から2歳までの保育事業が主であります。これらの地域型保育事業におきましては、規模が小さく、中には保育士による保育を必要としない基準の保育事業もあります。したがいまして、これらの地域型保育事業の認可に当たっては、主に 施設型保育事業とされた従来からある保育所などと連携することによって、1つは、2歳で卒園した後の保育の受け入れ先の保育施設を確保すること、2つ目は、保育の質を保つために、施設型保育事業所などの経験の豊かな保育士による巡回指導を受けるための連携保育施設を確保すること、3つ目は、規模の小さい地域型保育事業所にあって、保育士などの退職や病気休職などによって乳児を保育できない場合に備えて代替保育をする連携保育施設を確保する。これが主な連携施設の確保でありまして、こうした連携施設の確保をこうした地域型保育事業には義務づけているところであります。ところが、今回の改正は、これらの連携施設の確保が困難である場合には、連携に当たっての条件を緩和することを内容とするものであります。さらに、家庭的保育事業者などが連携保育施設の確保が困難な場合、市長が必要な適切な支援を行うことができると認める場合には、これまで5年間は連携施設を確保しないことができるとしていたものを、10年間延長することができるというふうにするものであります。

先ほど厚生文教常任委員長の報告にもありましたけれども、葛城市では地域型保育事業はまだ行われておりません。家庭的保育事業等は、そうした事業はまだ行われていないわけであります。しかし、消費税が10%増税となるに当たって、保育の無償化が始まります。そうすると保育ニーズが高まって、保育の受け入れ先、待機児童がふえる中でこうした地域型保育事業が葛城市でも展開されることが予想されます。しかし、保育に格差があってはならないと考えます。連携施設を確保することは、安心して乳児を預けることができる基本的な条件であると考えます。したがいまして、葛城市におきましては、公立保育所または私立保育所が連携施設になるということを行政が指導すべきではないかと考えております。実際に連携施設等を求めるとすれば、現在、葛城市の中においては公立、私立の保育所しかないわけでありますから、行政の責任において、やはり公立保育所が連携施設として受け入れるんだということを、ある意味、行政の責任においてやっていただけるならば、家庭的保育事業に預けられる方についても、安心して連携施設の確保があるということで、卒園後も2歳から3歳の保育の受け入れ先を困ることがない状態にできるわけであります。そうしたことを私はやるべきではないかと考えます。規制の緩和よりは行政の方がしっかり責任を持って、連携確保先となることを求めるものであります。

根本的には国が決めている保育士賃金の公定価格を5万円以上に引き上げることなど、保育士の待遇改善や施設型の保育所を建設していくことが求められていると思います。施設運営基準の高い保育所でこそ、安心して子どもを預けることができます。条例が本来求めている連携施設も確保できないような地域型保育事業を、保育受け入れ先として必要とする余りに、現状を追認していくことになれば、更に基準の緩和を求められて、ますます条例の目的を実現することから遠ざかっていくことになるのではないでしょうか。

先ほど述べましたように、まだ葛城市においては家庭的保育事業等の事業が行われていない い段階で安易に基準を緩和した事業認可は行わないでいただきたいと考えます。

以上の理由で本条例改正案に反対いたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 議第37号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものであり、内容は、経過措置期限が迫る中、連携施設の確保や自園調理への移行が余り進んでいない実情を踏まえての改正でございます。また、今回改正される規定は、全て国に従うべき基準とされているものでございます。いずれも家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものでありますので、葛城市においても家庭的保育事業などに新規参入しやすくしておくことが今後の待機児童解消に向けての方策と考えます。よって、この改正は、葛城市に今後において必要なことと判断いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第37号は原案 のとおり可決されました。

日程第12、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第42号及び日程第15、議第43号の2議案を一括議題といたします。本 2議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。 下村正樹委員長。

下村予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月17日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第42号、議第43号の2議案につきまして、6月25日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

議第42号、令和元年度葛城市一般会計補正予算(第1号)及び議第43号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、 討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、総務費、法律相談業務等委託料807万3,000円については、柊の郷の損害賠償請求に対応する弁護士費用なのか、また今後も追加があるのかという問いに対し、葛城市に対して3億5,000万円を損害賠償請求されている民事訴訟に係る着手金としての弁護士費用である。今後訴訟が進み、勝訴すれば成功報酬も必要になってくるとの答弁がありました。

委員からは、この件に関しては、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会や協議会の中で できる限り報告していただきたいとの意見が出されました。

次に、農林商工費、花火大会に係る観光協会補助金については、今後も継続していくのかという問いに対し、昨年度中止となった花火大会を、今年度は新たに葛城市商工会青年部、葛城青年会議所のメンバーを中心とした実行委員会を立ち上げ、復活に向けて努力していただいているので、市としてもできる限りバックアップしていきたいと考えている。次年度以降については、今年度の花火大会の開催が決定して、実施された後に、内容を確認してから考えていきたいとの答弁がありました。

次に、農林商工費、プレミアム付商品券事業の減額理由と実施スケジュールはという問いに対し、今回の減額理由については、当初、制度の枠組みが決定していない中、市が直接執行する前提で予算計上をしていたが、制度的な変更もあり、一部販売業務等を委託できることになり、委託事業に予算を組みかえるものである。実施スケジュールについては、7月には低所得者対象者の抽出を行い、8月下旬ごろから申請の受け付けを開始し、審査を経て、該当者には順次購入引換券を配布し、3歳児未満の子どもを持つ子育て世帯に対しては、9月ごろに購入引換券を配布する予定である。商品券の使用期限は令和2年3月末までとなる。低所得者の対象者の方は申請が必要となることから、遺漏のないよう周知徹底をしてまいりたいという答弁がありまし。

最後に、低所得者に対する介護保険料の軽減措置については、令和2年度までの措置なのかという問いに対し、今回の介護保険料の軽減措置については、消費税増税に伴い、所得段階が第1段階から第3段階の方について保険料の軽減強化を行うものである。消費税引き上

げは10月からのため、今年度は半分の軽減を行い、令和2年度以降については4月より完全 実施となる。令和3年度以降も継続して実施する予定であるとの答弁がありました。

議第42号、令和元年度葛城市一般会計補正予算については、賛成の討論があり、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第5号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題と いたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

7番、内野悦子君。

内野議員 ただいま上程を賜りました発議第5号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書 について、提案理由の説明をさせていただきます。

暴力をふるう、食事を与えない等の行為によって、保護者が我が子を死に追いやるといっ

た深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は、虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。特に昨年3月、東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は、同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前のことし1月、野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生。児童相談所も学校も教育委員会も警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。児童虐待防止対策の強化を図るため、下記の事項につき、取り組みの推進を強く求めます。

- 1、しつけによる体罰は要らないという認識を社会全体で共有できるよう、周知、啓発に 努めること。
- 2、学校における児童虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3、虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県、市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4、児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

藤井本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うこと に決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と することに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には17日の開会以来、慎重にご審議をいただきました。また、今回6月定例会より、補正予算につき審査を、予算特別委員会を設置してご審議いただきました。格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、 議員各位から出された意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き葛城市政の執行に当たら れますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。 阿古市長。

阿古市長 議会の閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月17日に開会されました令和元年第2回葛城市議会定例会は、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。提案いたしました議案等について慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。皆様方よりいただきました貴重なご意見を参考に、今後更なる市政の発展に努めてまいる所存でございます。今後ともより一層のご支援、ご指導をお願い申し上げ、閉会に際しまして、私のご挨拶とさせていただきます。

藤井本議長 以上で令和元年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 藤井本 浩

議会副議長 川 村 優 子

署名議員 下村正樹

署 名 議 員 西 川 弥三郎